経　済　産　業　省

２０２５０７３０資第１号
令　和　７　年　８　月　４　日

北海道知事　鈴木　直道　殿

経済産業大臣　武藤　容治

北海道電力株式会社泊発電所３号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から１４年が経過し、これまでに１４基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、昨今は中東情勢の緊迫化などによる国際的な地政学リスクが高まっており、我が国のエネルギー安全保障の確保に向けて、万全を尽くすことが求められます。

加えて、今後、ＧＸの進展に伴う電化や、生成ＡＩの普及拡大に伴い、大幅な効率改善を見込んだとしても、国内の将来の電力需要については増加する可能性が高いと考えられ、脱炭素電源を拡大することで対応していくことが、我が国の経済成長や産業競争力の強化のために必要です。

また、２０５０年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、２０３５年度、２０４０年度に、温室効果ガスを２０１３年度からそれぞれ６０％、７３％削減することを目指す方針であり、この実現に向けて、電源構成の７割を占める火力発電の脱炭素電源への置き換えや、火力発電の脱炭素化の推進も必要です。

このような観点から、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力

発電を活用することは、責任あるエネルギー政策を実行していくために欠かすことができないものと考えています。

こうした中で、令和７年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画においては、原子力や再生可能エネルギーなどエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することとしており、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると原子力規制委員会が認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進めることとしています。

原子力の活用にあたっては、原子力の安全性やバックエンドの進捗に関する懸念の声があることを真摯に受け止め、エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。

このような認識の下、国として、下記の方針に従って、泊発電所３号炉の再稼働を進めてまいります。ご理解を賜るようお願い申し上げます。

記

１．原子力については、エネルギー基本計画（令和７年２月１８日閣議決定）において、再生可能エネルギーなどとともに、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として最大限活用することとしており、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進めることとしている。

２．泊発電所３号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、泊発電所３号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。

したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、泊発電所３号炉の再稼働を進めることとする。

３．このような政府の方針について、エネルギー基本計画に基づき、政府として、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容などを丁寧に説明していく。

4．また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、令和６年能登半島地震を含めこれまでの災害を通じて得られた教訓も踏まえ、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。

5．実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

6．なお、泊発電所３号炉については、原子力規制委員会における審査の過程で、燃料等を事業所外運搬することになったが、実際に原子炉の燃料等を陸上で車両により運搬する段階では、関係法令に基づき、技術的基準への適合性等が関係省庁全体において確認されることになる。

以上